

松江市告示第 277 号

松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱（平成 30 年松江市告示第 414 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 4 月 10 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
様式第 1 号（第 4 条関係） （表） 略 （裏）	様式第 1 号（第 4 条関係） （表） 略 （裏）
1～2 略	1～2 略
3 松江市住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。 (1) 住民票の写し等の交付年月日 (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数 (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分（代理人、第三者） (注) この通知書に交付請求者の住所氏名等の個人情報記載されません。通知のあった請求については、 <u>個人情報の保護に関する法律の規定により</u> 開示請求を行うことができます。ただし、 <u>開示できる個人情報は同法で認められる範囲内</u> __となります。	3 松江市住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。 (1) 住民票の写し等の交付年月日 (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数 (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分（代理人、第三者） (注) この通知書に交付請求者の住所氏名等の個人情報は記載されません。通知のあった請求については、 <u>松江市個人情報保護条例に基づき、交付請求書の開示請求が認められた場合でも、開示できる範囲は同条例に規定する範囲内での開示</u> となります。

<p>4～9 略</p> <p>様式第 4 号（第 7 条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">松江市住民票の写し等交付通知書</p> <p>あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第 7 条の規定により通知します。</p> <p>なお、第三者等へ住民票の写し等を交付した内容については、<u>個人情報の保護に関する法律</u> _____ の規定により _____ _____ 開示請求することができます。ただし、<u>開示できる個人情報は同法で認められる範囲内</u> _____ となります。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>4～9 略</p> <p>様式第 4 号（第 7 条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">松江市住民票の写し等交付通知書</p> <p>あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第 7 条の規定により通知します。</p> <p>なお、第三者等へ住民票の写し等を交付した内容については、<u>松江市個人情報保護条例（松江市条例第 15 号）</u> の規定により、<u>本人等により</u> 開示請求することができます。ただし、<u>開示請求が認められた場合においても、同条例の規定による範囲内での情報の開示</u> となります。</p> <p style="text-align: center;">略</p>
---	--

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。